

内閣総理大臣 菅 義偉 様

日本学術会議会員の任命拒否を撤回し、学問の自由の保障を求めます

日本学術会議会員の任命にあたって、菅首相が6名の任命を拒否した行為は、法の恣意的解釈変更であり、同会議の独立性及び学問の自由を侵すもので、断じて認められません。首相には、6名の任命拒否を撤回し、速やかに任命することを求めます。

日本学術会議法はその前文において、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信にたつて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、設立され」、第2条において、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」、そのために、第3条において、「独立して職務を行なう」と規定しています。

さらに、学術会議の独立を担保するために、学術会議法第17条において「日本学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから候補者を選考し、総理大臣に推薦する」とし、第7条2項において「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、総理大臣が任命する」と規定されています。

以上から明白なように、日本学術会議会員の任命は、日本学術会議による「優れた研究又は業績がある科学者」が推薦基準であります。菅首相は、最初、「出身大学・民間人・年齢・性別においてバランスを欠いている」から任命を拒否したと言い、その後、任命拒否理由はコロコロ変わり、ついに、「推薦の事前調整」がなかったからだ、と本音を述べるに至りました。これは、会員の推薦に当たって、法第17条を無視して政府側との事前調整を強要し、学術会議の独立性を否定する介入であり、日本の学問と未来を危うくする干渉であります。

また、菅首相は、憲法第15条「公務員の選定及び罷免の権」を持ち出し、国民に与えられた公務員の選定・罷免の権利は、あたかも、総理大臣である自分にあるとして、任命拒否を合法化し、学術会議法第3条・第17条を無視して法治主義を破壊しようとしています。

そもそも、憲法第15条の規定をいかに具体化するかは、国会において個別の法律で定められるべきものであり、いかに首相といえども、国民の名を使って、任命拒否を合法化する根拠とすることは許されず、憲法第15条に対する詐欺的行為、独裁思想そのものであり、二重に、法治主義を破壊する行為であります。

日本学術会議法は、戦前、科学者が侵略戦争遂行のために協力させられ、学問の自由が侵されたという反省の上に立って、設立されました。そうであるからこそ、憲法第23条で「学問の自由はこれを保障する」と規定され、学術会議法第3条で「日本学術会議は独立して職務を行なう」と明記されているのであります。学問の自由の保障とは、科学者の研究・発表・教授の自由だけでなく、時の政権の見解に同調しない発表をしても、大学を辞めさせられたり、役職・公的な場から排除されることはない、という保障でもあります。会員の形式的任命こそ、憲法第23条、学問の自由の具現であります。

私たちは、6名の任命拒否に怒りをもって抗議し、ただちに撤回することを強く求めます。

2020年11月10日

宮城県鹿島台憲法9条を守る会 会長 鹿野 文永